

第 1 回大阪府環境審議会野生生物部会

開 会 午後 2 時00分

司会（指物谷総括） 定刻になりましたので、ただいまから大阪府環境審議会野生生物部会を開催させていただきます。

私は、本日、司会をさせていただきます、大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課の指物谷と申します。どうぞよろしく申し上げます。

なお、本日、この会議は、大阪府情報公開条例に基づきまして公開で行うことといたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長の川本からごあいさつを申し上げます。

川本課長 動物愛護畜産課長の川本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

平成19年度第 1 回大阪府環境審議会野生生物部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙のところ、本日御出席いただきましてありがとうございます。また、日ごろから府政各般、とりわけ鳥獣保護行政に格別の御指導、御協力をいただきまして、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府の状況でございますが、2月に新知事が就任いたしまして1カ月が過ぎました。この間、新聞等で御承知のとおり、財政の非常事態宣言を発したところでございまして、来年度当初予算につきましては暫定予算を組むと。そしてその上で、6月までにすべての事業をゼロベースで見直すという事態になっております。

そのような中ではございますが、野生動物の保護管理や外来生物の対策につきましても、今後、今申しましたようなスケジュールの中で、事業の効果が議論されていくわけでございますが、私どもといたしましては、今後とも積

極的に取り組んでいかねばならない事業であるというふうに考えております。

本日は、枚方鳥獣保護区の指定につきまして、御意見をいただきたくお集まりいただきました。

後ほど、担当者の方から詳しい説明をいたしますが、この地域は府内でも数少ない里山の残る自然豊かな地域でございます。地元枚方市におかれましては、「枚方市里山保全基本計画」を策定し、この豊かな自然を後世に残し伝えていくこととされております。

今回の鳥獣保護区の指定によりまして、豊かな自然環境の保全はもとより、野生観察などの人と野生鳥獣との触れ合いの場や、あるいは自然環境学習の場としても活用できるのではないかと考えております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見、御提言をいただきますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

司会（指物谷総括） 会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

（配付資料確認）

次に、本日の委員の出欠状況でございますが、鳥居委員、村上委員、森下委員、森本委員の4名は欠席ということでございます。

御出席いただいている委員につきましては、御紹介を省略させていただきますので、恐縮ですが、お手元の名簿及び配席表で御確認いただきたいと思います。

本日は、委員10名中6名の出席をいただいております。大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、本部会が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、資料1により、大阪府から環境審議会に諮問をさせていただきます。

なお、今回、審議いただく「鳥獣保護区の指定」に関する事項は、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第5項第6号の規定により、本部会の

決議をもって審議会の決議とすることとなっておりますので、朝日部会長に
諮問文をお渡しさせていただきます。

川本課長　それでは、知事になりかわりまして、諮問文をお渡しさせていただきます。

大阪府環境審議会会長　南　努　様

枚方鳥獣保護区の指定について（諮問）

標記について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第9号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成20年3月5日

大阪府知事　橋下　徹

よろしくお願いいいたします。

司会（指物谷総括）　これ以降の議事につきましては、運営要領第3条第1項
の規定によりまして、朝日部会長にお願いしたいと存じます。

朝日部会長、よろしくお願いいいたします。

朝日部会長　随分、春めいてまいりましたけども、その分だけ年度末が近づい
てきて、皆さんお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

ただいまお話がございましたように、本部会の決議をもって環境審議会の決
議ということになっております。

本日の議題は、一つというか、中心は「枚方鳥獣保護区の指定について」。

法律によりまして、これについては環境審議会、それにかわるべき担いを持
つ本部会の審議を必要としておりますので、諮らせていただきます。

資料はそれぞれお渡ししてあると思いますので、資料2 - 1からですか、事
務局の方で説明をお願いいたします。

中尾課長補佐　それでは、事務局から、枚方鳥獣保護区の指定について御説明
させていただきます。

まず、場所の確認をさせていただきます。資料2 - 2をごらんください。

資料2 - 2で、緑で囲んでおりますけれども、第二京阪道路から東側の枚方市の区域で、今回、指定を予定しております。

それでは、資料に基づきまして御説明させていただきます。

資料2 - 1、枚方鳥獣保護区の設定についてでございます。

概要については、後ほど、指針(案)のところでもう少し詳しく御説明させていただきますけれども、この地域は、棚田など農耕地やため池、雑木林など、さまざまな環境が組み合わされた里山が広がっている地域でございます。森林性の鳥獣にとって貴重な生息地となっているところでございます。

お手元に置いておりますこの地域の写真でございますけれども、今回指定いたします、里山の中心になります尊延寺地区、穂谷地区の写真をつけさせていただきます。

また、この中で、おおつぼ池の写真を載せておりますけれども、この池は日本古来のメダカが生息しております。このように、山と田んぼ、畑に囲まれて、また湿地もあるような情景でございます。

この付近の雑木林には、ノスリとかオオタカというような猛禽類、またため池等では、クイナ、ヤマシギなど、希少な鳥類も確認されているところでございます。

この地域の雑木林の特徴は、コナラやアベマキ、クヌギ等、それから竹林も入り込んだ里山の雑木林となっております。

鳥獣保護区の設定でございますけれども、法的な根拠としましては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の第28条第1項に基づく指定となっております。

本地域は、昨年、御審議いただきまして成立いたしました第10次鳥獣保護事業計画におきまして、平成20年度にこの地域の鳥獣保護区指定を行うということで計画されておるものでございます。

区域につきましては、先ほど申しましたように、枚方市、交野市の境界線と第二京阪道路の交点を起点といたしまして、道路を北北東進し、枚方市、京

都府の京田辺市との境界線に至る線より東南方向すべての枚方市の区域ということでございます。

設定期間は、平成20年11月1日から平成30年10月31日までの10年間を予定しております。

設定区域は、1,080ヘクタールを予定しております。

鳥獣保護区の指定によりまして、この区域では、銃による狩猟はもとより、わなや網による野生鳥獣の捕獲もできなくなります。

また、府が営巣や給餌等の施設を設置する場合には、土地や木竹の所有者等は拒むことができず、鳥獣保護区内に標識を設置する等の規制がかかることとなります。

この地域で確認されております野生鳥獣では、ノウサギ、キツネ、タヌキ等の小中の獣類、それから鳥類は、97種類確認されております。その中には、環境省の絶滅危惧類にも指定されておりますオオタカやサンショウクイ等の生息も確認されております。

それでは、資料3に基づきまして、枚方鳥獣保護区保護に関する指針（案）について御説明させていただきたいと思っております。

この区域の名称は、枚方鳥獣保護区として指定したいと考えております。

区域につきましては、先ほど申し上げましたとおり、第二京阪道路から東側の枚方市の区域でございます。

指定面積1,080ヘクタールのうち、山林が約460ヘクタール、農地は約70ヘクタールございまして、残りは河川、ため池、住宅地、それからゴルフ場等になっております。

本日お配りしております鳥獣保護区位置図、この大きな図面でございますけれども、ここにありますように、この枚方の鳥獣保護区の予定地域は、既に銃猟禁止区域に指定されており、南側は交野鳥獣保護区、北側は京都府の京田辺市にあります甘南備鳥獣保護区に指定されておりまして、その間をつなぐ鳥獣保護区として貴重な地点だというふうに考えております。

本地域での指定区分は、森林鳥獣生息地の保護区ということで考えておりました。森林性の鳥獣にとって住みやすい環境を保全していくために設定を予定しております。

次に、地域の概況について説明させていただきます。

鳥獣保護区を予定しています地域は、京都府及び奈良県と境を接する大阪府の北東部にあります枚方市の東端部に位置しております。生駒山系から男山丘陵に伸びる標高100メートル以上の丘陵、山地の連続する山間部でございます。

先ほど申しましたように、枚方市全域が、銃器を対象としております特定猟具使用禁止区域、従来の銃猟禁止区域、に指定されております。そして、両側を交野鳥獣保護区と甘南備山鳥獣保護区に接しております。鳥獣保護区として一体的に保護を図る上で重要な地域であるというふうに考えております。

本地域の植生は、落葉広葉樹であるコナラや、常緑のアカマツ、また常緑樹のアラカシなど、二次林性の里山を初めといたしまして、棚田などの農耕地や穂谷川、八田川及びため池等湿地など、さまざまな環境が地域全体に入り組んだ、大変自然に恵まれた地域であるということでございます。

特に植物では、里山という特有な環境のもと、希少種として大阪府のレッドデータブックでも、絶滅危惧 類及び 類に指定されておりますオグルマ、デンジソウ、イヌセンブリ、また要注目種としておりますウメバチソウやジュンサイなどの、湿地やため池に生息する植物も確認されております。

また、この区域内の南部にあります穂谷地区、先ほど写真にも一部ございましたが、穂谷地区は、環境省の自然環境調査「モニタリングサイト1000」として、里山タイプの重点調査地域として指定されており、常に里山の状況というものについて調査されている地域でございます。

次に、鳥類の生息状況でございます。

鳥獣保護区指定に当たりまして実施しました事前調査では、現地調査及び文

献調査によりまして、97種の鳥類の生息が確認されております。そのうち6割以上の種が、留鳥または夏鳥として、繁殖期にこの地域に滞在することが確認をされております。このことから、この地域でそれらの鳥類が繁殖する可能性があるかと推測されます。

また、オオタカやハイタカ、サンショウクイ等の環境省レッドリストの掲載種、それからクイナやハチクマ、フクロウ等の大阪府レッドデータブックでの掲載種など、貴重な鳥類が生息しているところでございます。特にクイナやフクロウなどの、かつて人家の近くで普通に生息していた鳥が、この地区の里山では今も確認されておるということで、その意義は大変大きいものがあるというふうに考えておりました。鳥類の生息地として、この地域が非常に重要な地域であると考えております。

一方、獣類につきましては、先ほど申し上げましたように、ノウサギ、キツネ、タヌキの生息は確認されておりますが、大阪府下で問題になっておりますイノシシなどの大型獣類は、この地域では現在のところ確認されておられません。

ただ、アライグマについては、生息としては確認されておりますけれども、被害の報告というのほとんどなく、また捕獲等もまだこの地域では行われていない状況でございます。

今後の保護管理に関する事項でございますが、当地区での野生鳥獣の生息状況や生息環境を把握するために、鳥獣保護員の皆さんやNPO等によりまして野生鳥獣の生息状況調査として、ガンカモ調査やカワウ調査等を実施しております。これらの科学的データの収集・蓄積に努めまして、今後の保護管理に反映させていきたいと考えております。

また、この地域では、メジロ等が大変豊富に生息しているところでございまして、鳥獣保護員や行政職員による巡視や、警察と連携したメジロ等の密猟の取り締まりを実施しますとともに、鳥獣保護区を住民の方々に周知するために、鳥獣保護区の境界を明示する標識を設置するなど、保護区の管理に努

めていきたいと考えております。

さらに、行政機関や地域の自発的な環境保全活動に取り組んでおられるNPO等と連携いたしまして、野鳥観察など、人と野生鳥獣との触れ合いの場や自然環境学習の場として、愛鳥モデル校等活用した上で、学校教育等に積極的に活用されるような普及啓発活動に努めていきたいというふうに考えております。

資料4でございますが、平成17年度に実施いたしました調査ですが、この地域の鳥獣保護区設定につき、事前に調査した調査表を添付しております。

5ページ以降に、この地域で確認されました鳥類一覧をつけております。97種挙げておりますが、現地調査と文献調査による調査となっております。

ページ8には、先ほど申し上げました鳥類のうち、どういう種類のものがいつ頃いるかという生息地位を記載しております。夏鳥か冬鳥か、旅鳥か留鳥か、また、たまたま渡ってきた迷鳥かというような、割合を記載しております。

ここがございますように、留鳥及び夏鳥としてこの地域にやってくる鳥類は、6割以上を占めておりまして、繁殖の可能性があると考えております。

最後の11ページには、現地調査の折に、この地域で実際に確認しました鳥類の写真を添付しております。オオタカやフクロウなどの猛禽類のほか、カワセミとかビンズイ、クイナ等の鳥、それから割とよく見かけるキジバトなどの鳥などもこの地域に生息しておるということでございます。

この調査報告書で、文献調査としては3ページにも書いておりますが、枚方いきもの調査会の「調査報告書」、また尊延寺の自然を守る会での報告書、それから野鳥の会大阪支部が作成しております「大阪府鳥類目録」、こういう鳥類調査の目録、文献等を活用して、この報告書を作成しております。

次に、この保護区の指定に当たりまして、住民の方及び関係者への説明状況について御説明させていただきます。

大阪府及び枚方市で、関係機関及び地元の自治体等に鳥獣保護区の趣旨を御

説明いたしますとともに、指定に関して御理解を求めたところでございます。

大阪府では、国土交通省、農林水産省、林野庁、大阪府猟友会、大阪府森林組合に対し説明を行い、御了解いただいております。また、地元市の枚方市から、地元自治会や財産区、地元の猟友会支部、地元農協等、御説明いただきまして、御理解をいただき、また枚方市さんからは同意の文書をいただいております。

今回の作成いたしました指針（案）につきましては、法第28条第4項によりまして、公衆の縦覧に供しなければならないとされておりまして、2月13日から2月26日までの2週間、府動物愛護畜産課、中部農と緑の総合事務所及び北河内府民センターの3カ所で縦覧に供しましたところ、特に関係者からの意見等の提出はございませんでしたことを御報告させていただきます。

本案件につきましては、鳥獣保護法第28条第6号に基づきまして、市民から広く意見を聞く必要があると認めるときに公聴会を開催するとされておりまして。今回の保護区の指定に当たりましては、枚方市と手分けして実施した関係者及び関係機関に対する事前説明及び広報活動の中で、反対意見や質問、また照会等がございませんでしたので、公聴会の開催については省略したいと考えております。

以上で、概略でございますが、今回の鳥獣保護区の設定につきましての御説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

朝日部会長　　どうもありがとうございました。

ただいま、枚方鳥獣保護区の設定につきまして、方針も含めまして御説明がございました。

説明の中で、猟友会及び森林組合の方、特別に異存はないという御説明がございましたが、何か追加ございますでしょうか。

谷口委員　　地元の方で、枚方の鳥獣保護区、皆、賛同なされていたら猟友会では差し支えないと思います。

古川委員 特にありません。

朝日部会長 では、調査、そのほか現地のことについてお詳しい、又野委員の方から何か追加をお願いします。

又野委員 ここが鳥獣保護区になる一番大きな利点というのは、隣の交野と一緒にになると、2,000ヘクタールを超える保護区ができるということですね。

今、大阪府は、淀川が多分2,500ぐらい。2,000を超えるというと、あと生駒ぐらいで、余り広大な地域の保護区がないと思うんですけど、ここ京都も入れると、よそさんも入れると大きな保護区になるということで、保護区が広がるということは、それだけ生態系の規模が大きくなる。生態系の規模が大きくなるということで、多様性の維持にとっては、非常に、つながることが効果的なので、ここが保護区に指定されることは、鳥獣にとってはとてもいい効果を生むと思います。

ついでにちょっと。ここが保護区に指定されるということで、ちょっと先日、一部を見させていただいたんですけど。本当に里山らしい風景の残るところで、この府のもう資料のとおりなんですけども、その中に住宅地もあって、大学もあって、ゴルフ場もあってとか、本当に変化に富んでいるんです。住宅地に近いということで、自然に触れることができる。このごろの子供たちは、ネットで情報を手に入れてしまって、頭でっかちになるんですけど、ここで実際に自然に接することができるということは、自然環境を知る上の教育の場としては、大変好ましいのではないかと思います。

子供の教育とか、橋下知事じゃないですけど、子どもの教育だけじゃなくて、団塊世代とか各世代にわたって、この自然に触れ合うということは、心を豊かにする上でもとても大事ですし、こんなに住宅地に接したところ、住宅地も含んで全部が保護地に指定されるということは、大変意義が大きいと思います。

もう1点、各保護区の中には、ちょっと活動の根拠地になるようなところもあったらいいかなと思うんですけども、この地の中で、枚方の野外活動セン

ターというのがあると思うんですけども、その活動センターはどのような位置づけで活動されておられるのか。今回の鳥獣保護区に指定されることによって、その野外活動センターが活性化するのか、何かその辺の情報はいかがでしょうか。

朝日部会長 最後の点の質問につきまして。

中尾課長補佐 具体的に、この野外活動センターを使ってということではございませんけれども、枚方市の方で里山保全基本計画をつくられております。その中で、この地域の里山を使ったボランティア活動とか、フィールドとして里山財産区等の森林とか、活動の拠点としてこの地域を使うということをやられておりますので、人が集える場所として野外センターの活用はしていただけるのではないかというふうには考えております。

枚方市さんに来ていただいておりますので、発言をお願いしたいと思います。

枚方市嶋田リーダー 野外活動センターが里山地区にあるんですけども、利用形態と申しますのが、宿泊もできてということで、レクリエーションとか、一般市民の方によく利用していただいているんですけども、行政としまして、環境教育という面から野外活動センター。野外活動センターのエリアの中にNPOの拠点もありますので、竹取物語というような例を挙げましたが、拠点もありますので、そことタイアップして、環境教育で竹細工のことをやってみたり、そういった広がりを今後も考えていきたいと考えておりますので、今後そういった里山という鳥獣保護区ということで指定いただいたのを契機に、よりもっとたくさん市民の方に自然環境、環境教育ということで働きかけていきたいなと考えております。

よろしく申し上げます。

朝日部会長 よろしく申し上げます。

又野委員、続けて。

又野委員 それで結構なんですけど。

ちょっと、その穂谷の自然観察会ということで、ネットで見させていただき

ましたら、野鳥観察会とかそこで主催されてないかなとか、いろいろ見たんですけど、見つからなくて、冬の観察というのがやっと一つあったんですけど、そこにバードコールというのがあったんですね。

それで、バードコールで鳥を寄せるのは楽しいかもしれないんですけども、好ましくない行為でもありますし、2月24日に行われたということで、実際どんなふうな行われ方をしたか、わかりませんが、バードコールの扱いは非常にデリケートなものですので、鳥獣保護区に指定されたのを機会に、自然はあるがままに観察するという、そういう運動をまた皆さんで取り組んでいただけたらと思っております。

朝日部会長　　ぜひ、センターのプログラムの中へも組み込んでいただけるように、動物愛護課の方でも後援して、講師の派遣とか、そういう点で相談に乗っていただきたいと思っております。

中尾課長補佐　　私どもも、これまで地域の鳥獣保護員さん等の御協力も得まして、普及啓発の中で、去年も議論がございましたような巣箱の問題とかも含めまして、自然にあるがままにという、先ほどおっしゃっていただきました点を踏まえて、普及啓発を図っていきたいというふうに考えております。

朝日部会長　　ほかに御意見ございませんか。

石井委員　　私、保護区の設定には、もちろん何の異存もありませんので、結構なことだと思います。

それで、資料の3にありました、指定分野の「モニタリングサイト1000」なんですけど。これは環境省の事業で、私、かかわってしまっていて、里地とか干潟とか、いろんな部門があって、その中の里地部門の100年間モニタリングを続ける、18設定したコアサイトの一つになっておりますね。ですから、永続的に100年間はモニタリングすると。

里地部門では、9項目ほど調査項目を設定してあって、その全調査所でやるわけじゃありませんけども、当然、鳥の調査も継続してやるということになると思います。

私がかかわっているところでは、昆虫の方のチョウの調査、それからホテルと
かありますけども、さまざまなことをやると思います。

私、ちょっと質問なんですけど、枚方市さんが里山保全基本計画をお持ちと
いうことでかなり安心したんですけど。先ほどの写真なんかでもありますよ
うに、私、下見に行ったときに、穂谷地区ですけれども、左下の写真を見ま
したら、竹林の拡大が目立っていますよね。それから、それ以外にも、かな
り里山としては荒れているところが多いんですね。こういうのを放置すると、
多分、オオタカなんかの採餌に影響があるとか、現在たくさんいる鳥も衰退
していくんじゃないかと思うんですけども、大阪府と枚方市さんが協力体制
してやっていただくのはありがたいんですけど、こういう里山の保全ですね、
これは人手を入れなきゃいけないと思うんですけど。

それからもう一つ、先ほどちらっと出てきたアライグマが入っているという
ことで、これも鳥にはかなり脅威になると思うんですけども。この辺の管理
をどうされるのかというのが、もしもありましたらお知らせください。

朝日部会長　　何か、事務局の方で御返答ございますか。

中尾課長補佐　　里山の保全の部分につきましては、NPOさんと共同で、竹林
の伐採、管理等、穂谷地区でいろいろやっているというふうに聞いておりま
す。

それから、アライグマにつきましては枚方市だけでなく、府域全域ではご
ざいますけれども、特に積極的にとっていきたいと思っています。今年度
につきましては、去年の夏にアライグマの捕獲が進んでおりまして、特に子供
がたくさん捕れまして、このことから、この冬の時期は昨年度に比べまして
捕獲数は減っております。減ってはおりますけど、この時期に頑張って捕っ
ていただいて、次の出産増加というのを防ぎたいというふうに考えておりま
して、おりを配付等して、地元市町村での捕獲に努めていただいているとこ
ろです。

枚方市さんにつきましても、積極的にとっていただくというようにお願いし

ておるところでございます。

朝日部会長　ありがとうございます。

笹川委員、何か。

笹川委員　私は、農家をやっているんです。女性会の方から来ているんですけども。

でも、これを見ていると、本当に里山で農家をされているところがある。うちなんて、もう本当に庭までアライグマが入ってくる状態なんですよ。金魚のえさを食べたり、野良猫に町の御近所の方がえさをまいておかれると、それを食べる。何かの視線を感じるなと思ったら、庭石のところにいてると。

もう、そういう状態の中であって、今お話しなさっているのは、みんな鳥とかであって、獣に関しては余り話題に上がってきてないんですけども。農家をしている者にとっては、この獣というのがすごく大きな問題であって、あした出荷しようかなと思っているものが、もう宵のうちに、スイカだとかトマトだとか、ああいうたぐいのものは、全部アライグマにやられてしまうんですよ。

だから、そこら辺をもうちょっと、確かに鳥はそんなに邪魔するもんじゃないですけども、生産者側としてなったときには、すごくそれは、獣の方ですよ、もちろん、もうシカでもイノシシですけども。本当にうちは箕面の彩都もそばですので、現実にはそれが出てきている状態でありますので、そこら辺を、もしこの10年という枠で縛られていくんだったら、獣が大きく出てきたときに、何とかの対処をすぐしていただけるような保全の形をとっていただけたらなと、私は思うんです。

朝日部会長　有害鳥獣駆除の問題というのは、先ほどお話が出ましたけども、非常に難しい問題が絡んでおりまして、そう簡単に、とりゃあええやないかというわけにもいかない。

笹川委員　そうなんです。

朝日部会長　後で出てくるとは思いますが、だれがとるんやという話まで絡んで

くると思います。その辺を含めまして、ちょっとお待ちください。

まず、枚方鳥獣保護区の設定につきまして、格段の御異議も聞こえてまいりません。どなたかございますでしょうか。

特にないようでしたら、知事からの諮問に関しまして、鳥獣保護区の指定の設定が妥当であるということで、まず南会長にお返事して、南会長の御了承が得られましたら、知事への答申としたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

朝日部会長　では、そういうふうにいたしていただきます。

そしたら、一応ここで部会を閉じさせていただいて、谷口委員からイノシシとシカの問題について御発言があるとのことですが、よろしゅうございますか。

谷口委員　ちょっと審議員の皆さんに聞いていただきたいと思います。

狩猟の現場で、ちょっと今、混乱が起きております。イノシシが多いので1カ月延長していただきました。ところが、北摂方面ではイノシシとシカとともに生息しておりますので、イノシシが1カ月延びたから、イノシシだけとるのですが、要するにシカが邪魔をするというか、混乱が生じております。その辺で、現場で混乱が起きているので、どないしたらその混乱を避けられるか、いろいろ皆さんに聞くんですが、本日その現場の一番よく知っている事務局長を連れてきますので、私のかわりに発言させていただいたらありがたいなと思いますけど。

朝日部会長　部会ということは、一応、閉じさせていただきました。

一度、せっかく委員の皆さんがお集まりでございますので、ただいま御提案がございましたように、猟友会のお話を伺いたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。時間は余りかかりませんか。

谷口委員　よろしいですか。

局長、どうぞその辺のことを説明してください。

田中事務局長　大阪府猟友会事務局長をしております田中でございます。よろしく申し上げます。

私も狩猟をしているんですが、狩猟に関して、最近、昨年12月からいろいろな大きな事件がありまして、鉄砲所持者は非常に危険だというふうに報道されておりますけども、ルールとマナーさえきちっと守っておれば、何ら危険なことはないというふうに我々は自負しております。

しかし、今、私どもの会長の方から話がありましたように、狩猟の現場で非常に危険なことが起こっている。といいますのは、イノシシだけが狩猟期間が1カ月延びて、シカが延びてないということです。

くくりわなでイノシシがかかれば、当然、狩猟の期間、それだけの条件のもとで鉄砲でさしどめをします。ところが、シカがかかることが多い。シカとシシとは同居しておりますので、どちらが多いかというのはなかなか難しいですけども、現在のところ地域をいろいろ確認しましたら、シカの方が多い。

くくりわなを仕掛けて、そのくくりわなに足が入るんですけども、シシの方が賢く、学習能力が抜群にシシの方が高い。シシは、もうそこまで足が来ているのに、ぱっと離してシシはかからない。ところが、同じところにシカが入る。シカはごそっと入る。だから、数で言えば、計算はしていませんけども、シカの方がもう断然多いんです。

それが、この1か月の間はイノシシだけをとってもええと、シカはだめだということで、シカがかかった場合は錯誤捕獲ですぐ放してやりなさいというふうに、大阪府さんの方から、我々、指導を受けております。また、そのとおりしないといけないというのが法律ですから、しようとするんですが、しかし、かかったシカは、小さい子供のシカであれば手でつかめることができますけども、そんな小さいというのは少ないですから。もうそれこそ危険、もうそばまで近づけないというのが現状です。それを外さないといかん。

例えば、法律を知っている人がそばで見たら、そのシカどうしたんだと。

捕ったら逮捕されますよね。

だから、その辺の問題が非常に難しく、ほっとかなしようがないと。死ぬまでほっとかんと、外しに近づけないというのが現状です。でも、死ぬまでほっとくと、また鳥獣保護の問題もかかってきます。

自分で足を食いちぎってでも外すシカもあります。これは、我々の用語で三本足というふうに言うてますけども、そういうふうになるまで、結局、暴れ回ると。だから、暴れ回るシカが、もし人間が、だれかが猟師じゃなくて、ほかの者がそこへ近づいた場合、ケガで済んだらいいですけども、そういう危険というのが、今、現場で起こっていると。

ちょうど、この2月15日から3月15日まで1カ月、イノシシの狩猟期間を延長していただきました。今、ちょうど最中なんです。最中のところで、現場の北摂地域の我々が、会員でもある農家でもある人たちが、先ほどおっしゃいましたけど、すごいもう毎日のように被害があると。

だから、シカもシシも被害を与えるので、もうとにかくわなを仕掛ける。かかっていたら、シカや。近づいたら、だれがとったんやと。ほっとかなしようがない。ほっといたら、また鳥獣保護の問題もあるし。その辺で、せっかく1カ月延ばしていただいたんにもかかわらず、別の問題が生じてくる。鳥獣保護されている方から見たら、何だという。早いこと逃がしてあげようと、死ぬまでほっとくんかという問題が生じているのが現実。

そういう電話も、我々のところに入ってくる。事務局でそういうものを処理する、また言葉で案内するということも、何の資格も権限もありませんし。大変ですなと、もうしばらくお待ちくださいと。もしあれだったら、くくりわなをもうしなさんと言うしかない。しなさんと言ったら、我々の方は被害があるからしているのやないかと、またこうなってくるという、いろんな問題が生じてきて、非常に現在のところ答えがないというところでございますので、ひとつよろしくお願いします。

古川委員　　ちょっと聞くんやけど、鳥の保護、京都と大阪府とは違うんかね。

昔、よく京都はシカはとれるんか。それで、北摂。

田中事務局長 期間は、大阪府だけが2月15日から3月15日まで延ばしていただいて、京都は延びてないです。京都は、2月15日で終わっています。大阪と、近隣では和歌山さんも3月15日まで延びています。

古川委員 昔よく聞いたのが、京都のシカが大阪に入ってくるということで、大阪は。

田中事務局長 行け行けですから。

古川委員 期間が短いんかな、とる期間が。何かそんな聞いた。

田中事務局長 それともう一つ、有害鳥獣捕獲は、各市町村に申請されましたら、今でも、いつでもいけますよね。また、当然、今、シカは捕っていますよ。有害鳥獣捕獲という、別の許可をいただいたら。それでシカはとれる。ところが、狩猟ではとれないという、その辺の問題があります。

朝日部会長 法律上、これ有害鳥獣の扱いと狩猟の扱いと、これ別なんですね。

それから、今おっしゃいました、府県によって違うと。これは、実は道州制の一つの話題にもなっておりまして、そのために道州制にしてしまっただけで、全部どこも共通にして、例えば近畿なら近畿、関西なら関西で共通しなければ、何をやってるやわからへんのだけどというようなのは、既に話題に上がっております。

どちらにしましても、シカ、イノシシ、それからサルはまだ入れてないんかな。

中尾課長補佐 サルはまだ、ありません。

朝日部会長 大阪は、シカとイノシシだけ。

谷口委員 そうです。

朝日部会長 兵庫県もシカとイノシシでしたか。逆の意味でのクマガね、兵庫県は。

これ、特定鳥獣に関しましては、また法律は同じなんですけども、各府県でそれぞれの規定をつくっている。

それで、御指摘のそこは、もうまさにすき間のところは入り込んでいるんで、近いうちにこの特定鳥獣の保護管理計画、大阪の場合は管理というのは余りないですが、すぐにやらなきゃならない。近く会議が開かれると思います。特定鳥獣保護管理の会議なんですけど、そこで、ぜひ来年度からでも、やはり頭としっぽはそろえてくれという話になってくると思いますが、事務局の方でも検討していただいて、次のときに委員の皆さんに議論していただくように、私からも事務局にお願いしておきたいと思います。

ほかにございませんか。

谷口委員 関連しますねんけども。要するに、今言うたように、現場では混乱していますので、どのようにしたらいいかということをお対処していただきたいなと思うんですよ。

朝日部会長 そういう継ぎ目のときに、どちらか片方というものが出てきますよね。できるだけ早くそういうことのないように、継ぎ目をなくしてしまうということで。

谷口委員 けが人も出ていますし、過去に死んだ事例もあるんですよ。つかんでね。そういう事例もありますので、できたら同一の期間にさせていただいたらありがたいなと。これは希望ですが。

古川委員 事務局で検討してもらわないかんわ。

朝日部会長 捕獲の方法につきましても、兵庫県の場合は、今度新しい北海道方式の通りの導入というんですか、それが話題に上がっております。いつか何十頭と、それぐらい捕まえなければ、そんなもん追いつかへんと。

北海道はあれだけの面積がありながら、殺しているシカの数が兵庫県とほぼ一緒。年間1万5,000から1万8,000のシカをとっています。

もう、実を言いますと、先ほどお話があった、高齢化や老齢化の問題が猟友会にも来ておりまして、あと5年もつか、何ぼ頑張っても10年もたない。そうになったら、もうシカにしる、イノシシにしる、サルにしる、アライグマにしる、ふえ放題。だれもがとろうとしないという事態が起こってくる。大阪

も、恐らく5年、10年先になると、とり手がなくなるんじゃないですか。そしてたらどうするんだと。日本全体というか、世界的な問題かもしれません。大阪や兵庫だとか、京都だけの問題なのかもしれませんが、もう一つ上のところでやはりそこまで考えてくれているのかどうか、いろいろあると思います。

きょうのところは、そうしたお話を伺ったということで、教訓にしていきたいと思います。

ほかに、事務局、何かございませんか。

中尾課長補佐 今、部会長からお話がありましたように、シカの期間の延長、これは別途、特定鳥獣保護管理計画検討委員会を設けておりまして、その場で捕獲数とか保護期間とかを毎年検討しております。

今回、第2期の計画を立てる際にも話題になりましたけれども、シカの方はイノシシと違いまして、捕獲数が、大体予定どおりの数がとれていたということ。それとまた今期から1日に3頭まで捕獲するということで、捕獲頭数をふやしたというようなことで、期間の延長というのは、前回の検討委員会の場には話題として上がらなかったということでした。

きょうの御指摘を踏まえまして、主にやっぱりとるというよりも、事故の発生に対して注意せなならんというのがございますので、検討委員会の場でお諮りさせていただきまして、御了解いただけましたら、改めて部会にもお諮りさせていただきたいというふうに考えております。

それともう1点、笹川委員からの御指摘がございました部分でございますけれども。鳥獣保護区に指定いたしましても、有害鳥獣捕獲というのが可能でございます。主に、狩猟でとる分については、保護の観点からやめてくださいということでございますが、農作物とか生活環境に被害がある分については、それはもう被害対策という面でございますので、ことしから枚方市さんの方に許可権限、市町村の方に許可権限が移ってますんで、枚方市さんのご判断でスムーズにそのような許可を出せるようになっております。

それと、アライグマにつきましては、これ外来生物法、特定外来生物に指定

されているということで、大阪府でも平成19年度から防除計画を策定いたしまして、こちらの方は国の方針でもございますけれども、とにかく被害がなくても積極的にとっていかうと。野外から撲滅を目指しましょうということとやっております。ですから、アライグマがおりそうなところ、出てきそうなところ、今現在、被害が発生していなくても捕獲して処理していくということと進めておりますので、その方針で今後とも進めていきたいと、被害が起こる前に対処するということが対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

朝日部会長　何かほかに御質問ございますでしょうか。

もうとにかく、いろんな法律がいろいろと絡んでいて、なかなか門外漢で理解できないようなことが出てまいりますが。

谷口委員　アライグマのことですけど、先ほどおっしゃっていましたが、これ初期段階で捕獲せんと、繁殖率が物すごく旺盛ですので、特にこれから繁殖します。だから、今が大事なんですよ。

朝日部会長　そしたら、これできょうのところは終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

司会（指物谷総括）　ありがとうございました。

本日の部会で御審議いただきました内容につきましては、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領に基づき、知事あてに環境審議会として答申をさせていただきます。

なお、大阪府環境審議会は、本年4月ごろ開催の予定で、その場において朝日部会長から報告をしていただく予定でございます。

それでは、これで本日の会議を終了させていただきます。

長時間、ありがとうございました。